

## 幸区母子保健懇談会開催運営等要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、幸区母子保健懇談会（以下「懇談会」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

### (目的)

第2条 次の事項について懇談会委員の意見を求める。

- (1) 母子保健事業の運営に関すること
- (2) その他必要事項

### (委員)

第3条 懇談会委員は、次に掲げる者に就任を依頼する。

- (1) 幸区医師会長
- (2) 母子保健事業に従事する保健医療関係者4名

### (庶務)

第4条 懇談会の庶務は、幸区役所地域みまもり支援センター地域支援課において処理する。

### (委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、懇談会に関し必要な事項は、保健所支所長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱の施行に伴い、幸区母子保健運営協議会要綱（平成25年4月1日施行）は廃止する。

### 附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。